

組合員各位

神奈川県医師国民健康保険組合
045-231-2685

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る 療養費の取扱いについて

平素は当組合の事業運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年1月より、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に対する療養費の受領委任制度が開始されたところではございますが、当組合では受領委任制度の導入を見送ることになりましたので、ここにお知らせいたします。それに伴いまして、申請方法が「償還払い」へと変更になります。

つきましては、申請方法が下記の通りとなりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

・変更時期

平成31年4月施術分から

・支払方法

償還払い（一旦全額を支払い、後日当組合に療養費の申請を行ってください。）

・申請方法

必要書類を揃えて被保険者本人が、当組合に申請してください。

【必要書類：療養費支給申請書、医師の同意書、領収書、^{※1} 施術所からの書類】

医師の同意のもと、施術を受け、「領収書」と「施術所からの書類」を受取りください。
ご申請いただく際には、当組合の療養費支給申請書（別添）をご利用ください。

※1 施術所からの書類：施術内容や回数、往診の有無によって書類がことなりますので、施術所にご確認ください。

※2 医師の同意書：2回目以降の申請時は省略できますが、施術所からいただく療養費支給申請書に同意記録の記載が必要になりますので、施術所へご確認ください。

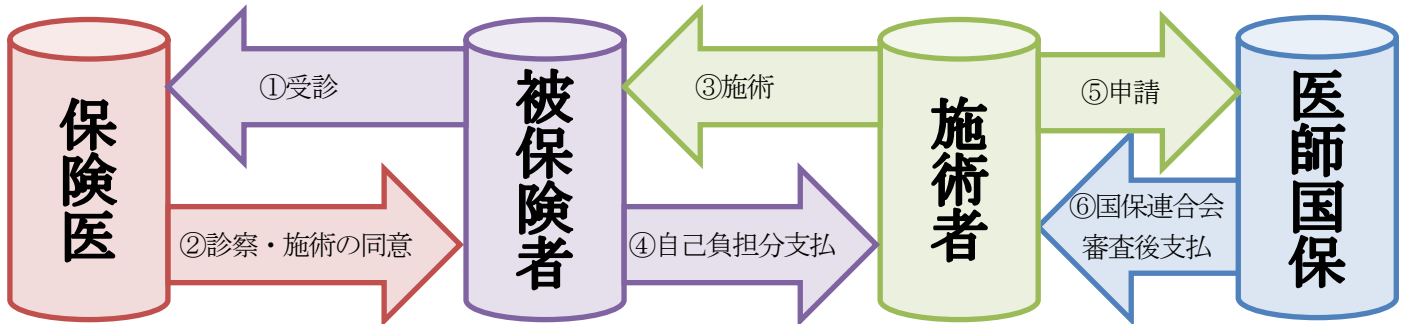
・留意事項

平成31年3月施術分までは現行通り、施術所等で一部負担金を支払い、療養費支給申請書への委任の署名を行います。

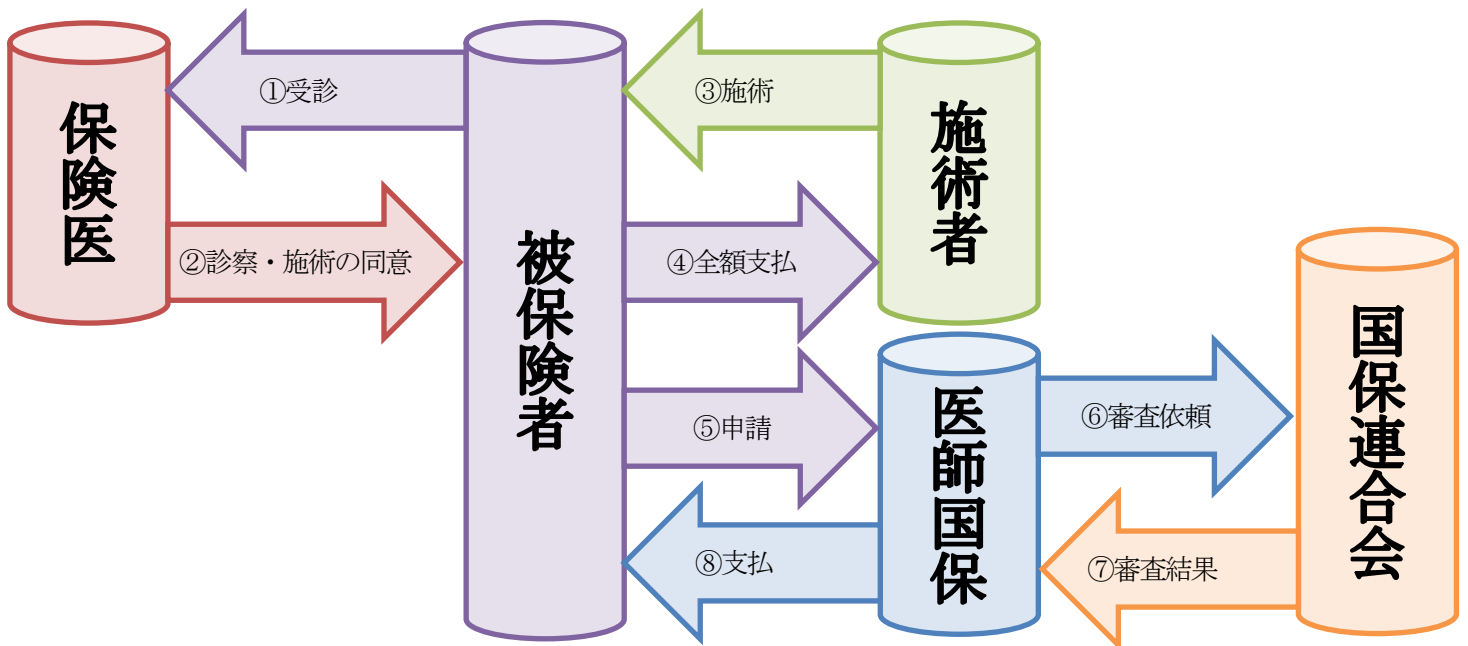
平成31年4月施術分からは、一旦全額を支払い、後日、必要書類を揃えて毎月ごとにとまとめて当組合に申請ください。

以上

●現行の申請方法【平成31年3月施術分まで（代理受領）】



●4月以降の申請方法【平成31年4月施術分から（償還払い）】



今までは施術所が代行して申請していたものが、ご本人様から申請いただくようになります。

また、医師国保に申請いただいてから、国保連合会に審査依頼をし、その後お振込みになりますので、申請されてからお振込みまで2～3ヶ月かかります。